

東京都子供・若者支援協議会
(代表者会議)

令和6年2月5日(月)

都庁第一本庁舎 34階

34A 会議室

午後 2 時開会

○若年支援課長 皆さま、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から東京都子供・若者支援協議会代表者会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日進行を務めます東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課長の山本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず会議の公開についてですが、この会議は都の附属機関となっておりますため、本日の会議は原則公開とさせていただきます。議事録につきましても同様の扱いとさせていただきます。

なお、議事録につきましては、協議会終了後、委員の皆さまにご確認いただいた後、公開させていただきます。

また、傍聴の方も 2 名オンラインでご参加いただいております。

本日の会議は、オンライン併用にて実施いたします。オンライン参加の皆さまにおかれましては、操作などご不明な点がございましたら、チャット機能又は電話により事務局までお知らせください。会場参加の皆さまにおかれましては、お近くの職員にお申し付けください。

なお、本日、オンライン参加の皆さまが多くなってございますので、ご発言、ご質問をいただく際は挙手をしていただき、司会から声がかかりましたら、先にご所属とお名前を言っていただいた上でご発言をお願いいたします。ご発言の際は、マイクのミュートを解除してからご発言をお願いいたします。

次に、資料の確認です。オンライン参加の皆さまには事前にメールで送付させていただきました。会場参加の皆さまには、お手元のタブレット内にご用意させていただいております。画面上でも投影しますので、適宜ご確認ください。タブレットの中の資料は、「子供・若者支援協議会資料」にまとまっておりますので、スクロールしてご覧ください。

それでは、初めに、当協議会の会長である東京都生活文化スポーツ局村上若年支援担当部長よりごあいさつ申し上げます。

○若年支援担当部長 皆様、こんにちは。若年支援担当部長の村上でございます。皆さ

ま方には、日頃より東京都の青少年行政の推進にご理解、また、ご協力をいただくとともに、それぞれのお立場から子供・若者の支援に取り組んでいただきますことを厚くこの場を借りまして御礼申し上げます。

本日は大雪ということもありますし、また、ご多用のところ本協議会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。

本日開催します東京都子供・若者支援協議会は、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子供・若者に対する支援を効果的、円滑に実施することを目的として設置してございます。この協議会は、設置以来、各機関の皆さまと子供や若者の支援に係る取り組み、課題について情報共有ですとか意見交換などを行いながら、連携の強化を図ってきたところでございます。ご案内のとおり、子供・若者を取り巻く環境は同世代の人口減少ですとか、家族関係の多様化、情報通信環境の急激な変化であったり、また、近年のコロナ禍ですとか物価高騰など、社会経済状況の変化によりまして目まぐるしく変化しておりまして、社会的自立に困難を有する若者の持つ背景も、これまで以上に複雑化している状況でございます。

また、コロナ禍で一層感じられた孤独、孤立の問題は、人生のあらゆる場面において誰でも起こるものでございまして、孤独を感じ、社会や家庭で孤立した子供・若者の支援を求める声を迅速に捉えて色々な仕組みを構築して誰一人取り残されない社会をつくっていくことが、必要となっているところでございます。

こうした状況の中、さまざまな困難を有する子供・若者の支援につきましては、本日までご参加いただいている関係機関、団体の方々の皆さまと共に、各々が情報を適切に共有して、さらに連携を有機的に強化していくことが大変重要だと考えてございます。

本日の協議会では、令和2年4月に策定をいたしました東京都子供・若者計画、今、第2期になっていますが、その進捗状況と、第33期青少年問題協議会答申概要についてご報告をさせていただいた後、こども家庭庁様から「こども大綱」のご説明などもお願いしているところでございます。

本協議会で各関係機関が行うさまざまな取り組みを共有することで、支援に関わる皆さまの連携強化を図って、施策の一層の推進を図ってまいりたいところでございます。本日は、どうぞよろしく申し上げます。

○若年支援課長 本日の出席者につきましては、資料2、出席者名簿のとおりとなって

おります。

ここで委員の皆様方、名簿の順番にご所属とお名前をおっしゃっていただけますでしょうか。それでは、まず、教育庁小寺委員からお願いいたします。

○小寺委員 はい、教育庁指導部長をしております小寺と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○若年支援課長 よろしく申し上げます。続きまして、教育庁地域教育支援部長、岩野委員の代理でございます荒木様、お願いいたします。

○荒木課長（岩野委員代理） 地域教育支援部長岩野の代理でございます荒木と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○若年支援課長 よろしく申し上げます。続きまして、東京都教育相談センター所長、黒田委員、お願いいたします。

○黒田委員 東京都教育相談センター所長の黒田と申します。よろしく申し上げます。

○若年支援課長 よろしく申し上げます。続きまして、福祉局生活福祉部長、中川委員の代理、山川様、お願いいたします。

○山川課長（中川委員代理） 福祉局生活福祉部長中川の代理の生活支援担当課長、山川と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○若年支援課長 よろしく申し上げます。続きまして、東京都児童相談センター次長、木村委員、お願いいたします。

○木村委員 児童相談センター次長の木村です。よろしく申し上げます。

○若年支援課長 ありがとうございます。続きまして、東京都立萩山実務学校長、奥山委員、お願いいたします。奥山委員、いらっしゃいますでしょうか。

（オンライン通信状況により）では、先に参ります。

東京都立中部総合精神保健福祉センター長、熊谷委員いらっしゃいますでしょうか。入ってはいらっしゃいますね。

続きまして、特別区保健所目黒区保健所長の石原委員は入られましたでしょうか。まだですかね。

（オンライン通信状況により）では、続きまして、東京都発達障害者支援センター、センター長、坂田委員お願いいたします。

- 坂田委員 はい、東京都発達障害者支援センターこども TOSCA の坂田と申します。よろしくお願ひいたします。
- 若年支援課長 よろしくお願ひいたします。続きまして、東京都民生児童委員連合会常任協議員、柴崎委員お願ひいたします。
- 柴崎委員 はい、東京都民生児童委員連合会の常任協議員の柴崎と申します。よろしくお願ひいたします。
- 若年支援課長 よろしくお願ひいたします。続きまして、東京都保護観察所長、生駒委員、お願ひいたします。
- 生駒委員 はい、東京保護観察所の所長を務めます生駒と申します。よろしくお願ひいたします。
- 若年支援課長 よろしくお願ひいたします。東京少年鑑別所長、小林委員いらっしゃいますでしょうか。
- 小林委員 はい、東京少年鑑別所長の小林と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 若年支援課長 よろしくお願ひいたします。多摩少年院長、池田委員、いらっしゃいますでしょうか。
- 池田委員 はい、多摩少年院長の池田と申します。よろしくお願ひいたします。
- 若年支援課長 よろしくお願ひいたします。警視庁生活安全部少年育成課長、平沢委員の代理で渡邊様いらっしゃいますでしょうか。
- 渡邊課長代理（平沢委員代理） はい、警視庁生活安全部少年育成課の渡邊です。よろしくお願ひいたします。
- 若年支援課長 はい、よろしくお願ひいたします。東京都保護司会連合会会長、松本委員、お願ひいたします。
- 松本委員 はい、よろしくお願ひいたします。
- 若年支援課長 よろしくお願ひいたします。東京都産業労働局雇用就業部長、内田委員の代理、島崎様いらっしゃいますでしょうか。
- 島崎課長代理（内田委員代理） はい、産業労働局雇用就業部長代理の、就業推進課、島崎と申します。よろしくお願ひいたします。
- 若年支援課長 よろしくお願ひいたします。厚生労働省東京労働局職業安定部長、茂

原委員いらっしゃいますでしょうか。

- 茂原委員 はい、東京労働局職業安定部長の茂原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 若年支援課長 よろしくお願いたします。公益財団法人東京しごと財団事務局長、佐藤委員、よろしくお願いたします。
- 佐藤委員 東京しごと財団、佐藤です。よろしくお願いたします。
- 若年支援課長 よろしくお願いたします。特定非営利活動法人青少年自立援助センター理事長、河野委員いらっしゃいますでしょうか。
- 河野委員 はい、青少年自立援助センターの河野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 若年支援課長 よろしくお願いたします。特定非営利活動法人日本子どもソーシャルワーク協会理事長、寺出委員いらっしゃいますでしょうか。
- 寺出委員 はい、日本子どもソーシャルワーク協会の寺出と申します。よろしくお願いたします。
- 若年支援課長 よろしくお願いたします。特定非営利活動法人東京都就労支援事業者機構常務理事兼事務局長、伊藤委員いらっしゃいますでしょうか。
- 伊藤委員 はい。
- 若年支援課長 よろしくお願いたします。特別区長会文京区子ども家庭部長、多田委員、よろしくお願いたします。
- 多田委員 はい、文京区子ども家庭部長の多田です。よろしくお願いたします。
- 若年支援課長 東京都若者総合相談センター、センター長、西村委員、よろしくお願いたします。
- 西村委員 よろしくお願いたします。
- 若年支援課長 東京都子供政策連携室企画調整部長、山本委員よろしくお願いたします。
- 山本委員 東京都子供政策連携室企画調整部長の山本でございます。よろしくお願いたします。
- 若年支援課長 よろしくお願いたします。なお、東京都保健医療局保健政策部長、小竹委員、東京都福祉局子供・子育て支援部長、西尾委員、東京都福祉局障害者施策推進部長、鈴木委員、東京都保健所長会東京都西多摩保健所長、渡部委員、東京都市

長会国分寺市子ども家庭部長、宮本委員におかれましては、本日はご欠席のご連絡を頂いております。ご欠席の委員のうち東京都保健医療局保健政策部長、小竹委員より「自傷・自殺リスクのある子供・若者の支援について」の資料提供をいただいております。タブレット内、また、皆さまに事前にお送りした資料でご確認ください。

それでは、ここからの進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

- 若年支援担当部長 はい、それでは、議事を進めてまいりたいと思っております。まず、議事に先立ちまして、昨年7月、夏に開催にしました子供・若者支援協議会連絡調整部会という、この協議会の下部組織である連絡調整部会というのがございます。そこでいろいろ現場に対しての情報交換ですとか意見交換が行われておりますので、支援現場からの意見とか、そういった概要について事務局からご報告をお願いします。
- 若年支援課長 昨年7月に東京都子供・若者支援協議会の実務者会議である連絡調整部会を開催いたしました。お手元の資料3に、当日の議事概要を簡単にまとめておりますのでよろしければご覧ください。

開催に先立ち、ポストコロナにおける子供・若者の状況と支援の在り方などについて委員の皆さまに事前に調査を行い、頂いたご意見を共有するとともに、当日、意見交換をいたしました。議題1「子供・若者の現在の状況」につきましては、相談件数が増えているという傾向や、生活様式の変化からのとまどい、経済面での影響、リアルな関係性が薄くなったことによる育ちへの影響などについてご意見をお聞かせいただきました。

議題2「様々な相談ツール・相談形態の活用について」では、SNS やオンライン会議システムなどを使用した相談体制における個人情報の管理について、各機関での対策の紹介や意見交換を行いました。

その他、情報共有等として、トー横キッズや市販薬オーバードーズなどの問題についてもさまざまご意見が交わされました。詳細は、東京都ホームページに資料、また、議事録を掲載しておりますのでご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが連絡調整部会のご報告を終わります。

- 若年支援担当部長 はい、ありがとうございました。

続きまして、次第3、議題(1)「東京都子供・若者計画第2期の進捗状況」にな

ります。令和4年2月に改定した本計画でございますが、計画中間年であります昨年度に次期改定に向けて課題整理を行っております。第3期は令和7年4月から始まりますので、来年度の6年度に改定作業を行って7年4月から第3期という形を予定しております。それに先立ちまして、現計画に記載しております現在の事業の進捗状況について各局、各関係の皆さまからご回答をいただいたところでございまして、この場をお借りして御礼申し上げます。

その回答いただきました進捗状況につきまして多く見られた課題ですとか意見とかございますので、事務局より報告をいたします。資料4になります。よろしく申し上げます。

- 若年支援課長 はい、それでは、東京都子供・若者計画第2期の進捗状況のご報告をさせていただきます。皆さまにおかれましては、進捗状況調査にご協力いただきまして誠にありがとうございました。子供・若者を取り巻く状況は、いじめや自殺、貧困などの課題が複雑化し、孤独、孤立、ヤングケアラー、いわゆるトーマ横キッズなどと、社会課題として顕在化しております。本日は、こうした状況も踏まえまして、各機関の対応を一部ご紹介させていただければと思います。

まず、就労支援についてでございます。資料27ページのNo.64をご覧ください。東京労働局では、ニートなどの働くことにさまざまな悩みを抱えている若者が就労に向かうことができるように、キャリアコンサルタントなどが一人一人の状態に合わせて専門的に相談に応じるとともに、コミュニケーション能力向上のための訓練など、職業的自立に向けての専門的相談支援を実施しております。昨年度は、コロナ禍を経て社会活動などの制限が解除されても社会との接点を見いだせず、自ら就労を求めることができずにいる者などが増えていることが考えられ、新規登録者数は対前年比で減少しました。今後は、継続的な周知広報はもちろんのこと、ハローワークとの連携を強化し、教育機関や行政機関との関係をより密にし、広範囲に周知できるよう取り組んでいくとしております。

次に、いじめ対策でございます。20ページのNo.1をご覧ください。

教育庁では、スクールカウンセラーの全校配置に取り組み、不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から児童・生徒や保護者などからの相談に対応しております。これまで都内全小中高等学校

がスクールカウンセラーを積極的に活用し、学校教育相談体制の充実に向けて取り組んでおります。今後は、スクールカウンセラーのさらなる活用方法を検討するため、都立学校及び小中学校において勤務日数を増加する検証事業を実施し、効果的な配置について検討するとしております。

次に、NPO などと連携した学びのセーフティネット事業でございます。こちらは22 ページの No. 15 をご覧いただければと思います。

教育庁では、不登校など、高校生活に困難を抱えている生徒や、都立高校中途退学者などに対して NPO 等と連携した支援を行っております。昨年度は、都内4カ所で日常生活の中でよりどころとなる居場所を提供するとともに、その居場所において生徒同士の交流の機会の提供、進路相談、生活相談の実施、学習支援、就労に向けた支援などを NPO 等の外部機関と連携するなど、個々の生徒等に応じたきめ細かい支援を行ってきました。今後は、継続的かつ安定的に居場所を提供するとともに、拠点に通所することが困難なヤングケアラーなどに対する支援体制の整備が必要であるとのことで、オンライン等を活用した支援を実施していくとのことでございます。

次に、子供の貧困対策支援事業です。33 ページの No. 107 をご覧ください。

福祉局では、生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭などを必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援しております。昨年度は、12 区市に補助を実施いたしました。今後とも活用自体を増やしていくよう事業説明会などで周知していくとしております。

次に、自殺対策でございます。36 ページの No. 149 をご覧ください。

保健医療局では、悩みや居住地に応じた相談窓口を検索できる「東京都こころといのちのほっとナビ～ここナビ～」を運営しております。昨年度は、検索連動型広告を実施するとともに、検索連動型広告の効果的な運用に関する調査研究を実施しております。今後は、この結果を踏まえ、広告の運用をより効果的なものに見直していくとのことです。

また、この下の No. 150 では、自殺の危険性の高い人の早期発見、対応を図るため、職場や地域などで自殺の危険を示すサインに気付き、支援する役割が期待される人材を養成しております。昨年度は、45 区市町村が都の交付金を活用してゲートキーパー

養成研修を実施した他、自殺ハイリスク者と接する機会が多いと考えられる医療従事者を対象に、ゲートキーパー養成研修を新たに実施しております。

次に、虐待、児童虐待防止です。40ページのNo.184をご覧ください。

教育庁では、研修教材「児童虐待防止研修セット」を都内の公立幼稚園、学校に配布するとともに、都教育委員会のウェブページにも掲載し、全ての教職員が児童虐待防止に関わる正しい理解と認識を深めることができるよう支援しております。昨年度は、公立学校の管理職などを対象とした人権教育に関わる研修会を動画配信にて開催し、児童虐待防止研修セットを紹介するとともに、児童虐待について専門的な知見を持つ方を講師として招聘し、講演も行っております。今後は、児童虐待に関わる最新の状況などを踏まえて、「児童虐待防止研修セット」を修正しながら引き続きWebページに掲載するとともに、児童虐待防止に関わる正しい理解と認識を深めることができる研修会などを実施するとしております。

子供・若者の育成支援に係る施策は、教育や福祉、雇用など幅広い分野に及ぶものがございまして、所管する関係各局などにおきましては、それぞれの分野の事業が推進されております。東京都子供・若者計画は、これらの中から施策を集めて一覧化することで取り組みの状況を示すとともに、施策を進めていく上での視点を示して子供・若者育成支援を効果的に推進していくことを目指しております。

当部といたしましては、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的といたしました、この「東京都子供・若者支援協議会」などを通じまして、関係機関等と連携を図り、子供・若者施策の推進を図っております。来年度は、子若計画の改定に向け検討を行ってまいります。皆さまとより一層連携させていただきたいと考えております。今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

進捗状況報告は、雑ぱくではございますが以上でございます。

○若年支援担当部長 はい、ありがとうございました。今、申し上げたとおり東京都子供・若者計画につきましては、着実に実施していくとともに、来年度の改定に向けまして各局の皆さまの引き続きのご協力をお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

続きまして、次第3、議題(2)、当局の都民安全推進部から昨年7月に取りまと

めました「第33期東京都青少年問題協議会」の答申概要につきましてご説明をいたします。資料5になります。それでは、都民安全推進部都民安全課、櫻井課長、説明のほどをよろしく申し上げます。

○都民安全課長

都民安全推進部都民安全課長の櫻井と申します。今お話がありましたとおり、協議会の答申に関してご説明させていただきたいと思っております。資料5となります。

こちらに関しましては、報道等ございますとおり、「ト一横」におきまして青少年等が集結をする、そこで被害等に遭う者が増えるという状況を都としても何とかしないといけないということがございまして、東京都知事がヘッドとなる協議会を昨年1月に立ち上げ、去年7月に取りまとまった答申になります。全部で「はじめに」と「第1」から「第4」、「おわりに」という構成でございしますが、ざっくりとご説明申し上げます。

「はじめに」でございすけれども、今申し上げたとおり「ト一横」に青少年等が集まり被害に遭う状況があり、新宿区以外の青少年が来訪している状況等に鑑みまして、都としても対策を行う必要があると、そういったことで対策を講じ始めたということでございます。実際に被害が生じていることから、各種被害等の解消が喫緊の課題でございますが、今後、来訪の背景にあるような家庭や学校等における問題の解消にも向け、しっかり関係機関とも連携する必要があるとございます。そうしたことも念頭に置きつつ、喫緊の課題として何をすべきかということについて、議論をするとなったところでございます。

「第1」の「現状」1でございすけれども、「ト一横」に集結するという点について、やはり数年前ぐらいから集まっているという状況がございまして、若い者では小学生もいるという状況です。こうした者が悪意ある大人によって児童買春等の被害に遭う、悪意のある大人に関しては、いろいろな手口を使って加害に至るという状況でございます。また、青少年の一部はホテルやネットカフェ等に泊まっているという話もございすので、対策が必要であるというところであります。

2の「来訪の背景」というところでございすけれども、こちらについては関係機関にヒアリング等を行いました。結果として、来る理由はさまざまで、特定のものはなかったのですが、やはり「ト一横」に何か居場所を求めているという状況が

あることが推察された次第でございます。

続いて2ページでございます。続きの3「青少年の来訪のきっかけ」ですが、こちらはSNS等を使って「ト一横」と検索をして来る者が圧倒的に多いというところがございます。

次に、どのような対策を関係機関は講じているかというものをまとめたのが第2でございます。全部で5項目ほどございますけれども、都民安全推進部、我々の部においてもターゲット型の広告啓発を行っております。すなわち、青少年が「パパ活」等で調べた場合に、「それは危険ですよ」といったポップアップが出るような啓発を行ったり、リーフレットの啓発を行ったりしているところがございます。

また、東京都の福祉局による取組としては、若年被害女性等支援事業ですとか、児童相談所の対応、警視庁は補導ですとか、あるいは新宿区は、民間警備会社に委託をした見守り活動等を行っているという状況であります。また、一部民間支援団体においては、困難を抱える者の相談等を行っているという状況であります。

続いて、第3に移ります。そういった対策を今行っているところがございますが、なかなか被害等は解消はしていないという状況ですので、どのような方向で対策を講じていくべきかということを検討したのが第3でございます。

第3の1、まず「ト一横」に被害等のリスクを抱える青少年が集まるという状況であります。こちらに関しては、関係機関のヒアリング等から判明しておりますけれども、やはり犯罪被害等の危険性を認識できないような状況で青少年が「ト一横」に集まり、悪意のある大人等に囲まれていくという状況がございます。警察の補導等は重要ではありますが、やはり一歩踏み込んだ実態把握を行ったり、彼らに啓発を届ける方策を講じたりする必要があると記載があります。また、SNSに紐付く対策も必要ですし、関係機関が連携してしっかり青少年を見ていく必要があると、そういったところが第3の1で記載されているところがございます。

続いて、次のページ、第3の2でございますが、加害者となり得る悪意ある大人がいると。この悪意ある大人に関しては、もう絶対確信的に青少年に加害行為を行おうとする者、あるいはそうじゃなくても機会があれば青少年に加害をしてやろうという者で、大きく二分されるのではないかとこのところが答申でございます。確信的な者に対しては、警告や取締り、後者に関しては啓発等が必要であろうという方向性が示

されております。

また、3に関しては、被害場所等となり得る空間がございまして、このホテル、ネットカフェのうち、一部が比較的利用のハードルが低いようなところがあります。ここにいることで外から見えづらい、その中で犯罪被害等に遭う、あるいは、ここをある種の拠点として「トー横」に長期的に滞在するような者がいるのではないかと、そうしたことがありますので、実態把握や啓発が必要ではないかということが3で記載されています。

最後に、第4でございまして。第3を踏まえまして、第4で都として行うべき方向性でございましてけれども、1で青少年、2で大人、3で空間といったところで柱が記載されております。かいつまんでご説明しますと、青少年の対策に関して、(1)実態把握の必要があると。これは(2)であります相談窓口を新たに構築して把握を行ったり、SNSを用いて当該の把握をしたりするということが必要ではないかということでございます。また、(2)に関しましては、関係団体等と連携をして、従来の支援活動に捉われないような相談体制等の対策を構築すべきではないかという話がございまして。(3)に関しましては、トー横における関係機関相互の緊密な連携が必要であるということで、警視庁、新宿区等と連携をして行う必要がある。(4)に関しては、SNSを用いた啓発が必要であろうという話でございます。(5)は、青少年の保護者に関しても、やはり青少年がトー横に行くと非常に不安定な状態に置かれるなどしますので、そうした点で保護者に関しても啓発が必要ではないかということが、(5)に記載されておるところでございます。

最後、4ページでございまして、悪意のある大人に係る対策というところでございますが、ターゲティング型の啓発、これは青少年と同様、やはりSNS等を用いて大人に対しても啓発をする必要があるでしょうし、(2)に関しては、「トー横」にピンポイントに絞ってデジタルサイネージ等を用いた啓発を行う必要があるであろうというところでございます。

また、3の被害場所等となり得る空間への対策というところでございますけれども、やはり実態把握がまだまだできていないので、関係機関等と連携してこれを行っていく必要があるというところが1つと、これに対して啓発をどのように行うのかというところをやっていく必要があるというところがございます。

最後、「おわりに」でございますけれども、やはり「ト一横」の対策というのは、実際、青少年が被害に遭っているのを待たなしの状況でございますので、しっかりとすべきものをこの答申に踏まえて行っていくべしと、答申で書かれております。

また、実態把握について、これから行っていくところでもありますので、そういった結果を踏まえ、しっかりさらに対策を検討してほしいというところでありました。

ただ、答申でも提言がありますとおり、あくまで犯罪被害等への対処、我々都民安全推進部は、犯罪被害ですとか治安対策といった対策をメインでやっているところがございますので、そういった対処を念頭にまとめられたものでありまして、実際、「ト一横」に来訪する背景にある虐待とかいじめ、そういった根本の対策というものもこの問題の解消、改善に向けては非常に重要でございます、関係機関としっかり連携する必要があるとございます。今回の検討や答申に関してももちろんそうですし、そういったところをしっかりと検討、共有していく必要があるというところが書かれてございます。

こういった答申が出た上で、直近の状況でございますけれども、この答申が出た7月の直後の8月に、「ト一横」において青少年を対象としたイベント、著名人を呼んで啓発型のイベントを行ったところでございます。

また、10月には「ト一横」の青少年対策の関係機関が連携をして、情報連絡会の第1回を開いておりまして、2月9日には第2回を開いていくと、そういった段取りで関係機関との連携を深めておるところでございます。

また、最近の話といたしましては、1月19日～30日まで「ト一横」において臨時の相談窓口、こうしたものを開いてございまして、午後3時～9時まで相談対応を行ったところでございます。原則、都内在住、在学の18歳未満の男女、その家族等を対象としたところでございまして、社会福祉士等の資格を持った専門の相談員が対面相談を行いました。軽食を提供したり、Wi-Fi、充電環境等を設けたりして、青少年が来やすい環境を作ったところでございますけれども、現状、速報値で延べ296人、約300名近く、延べではございますけれども来所いただいたと、そういう状況でございます。

また、1月末からターゲット型啓発を、時期を区切ってではありますけれども、始めているという状況でございます。

今後とも、この答申に即しまして、都民安全推進部として関係課、関係機関とも連携しながら対策を講じていきたいというふうに考えております。

私からの説明、以上でございます。

- 若年支援担当部長 はい、櫻井課長、ありがとうございました。それでは、ご質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。もしいらっしゃれば挙手等をお願いできればと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、次第3、議題(3)「こども政策について～こども大綱等～」に移ります。本日は、こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)付少子化対策企画官、中原茂仁様に来ていただいております、ご講演をいただきたいと思っております。資料6になります。

まず、講演に入る前に、私のほうからこども大綱と、今ご説明した東京都子供・若者計画の関係についてちょっとご説明しますと、昨年12月にこども基本法に基づいて政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定をされております。「こども大綱」は、従来3つあった「少子化社会対策大綱」と「子供・若者育成支援推進大綱」と「子供の貧困対策に関わる大綱」3つを1つに再整理、再構築、1つに束ねたものでございまして、この大綱に基づいて東京都の子供・若者計画を、今回は改定になりますが、作っていくという形の関係になってございます。

それでは、中原様、ご講演をお願いいたします。

- 中原企画官 ご紹介いただきましたこども家庭庁の中原と申します。どうぞよろしくお願いたします。

こども大綱、こども政策について、ということでご紹介させていただきます。

こども大綱につきましては、昨年の年末、12月22日に閣議決定をされております。経緯といたしまして、もともとこどもに関するいろんな大綱がいろんな法律に基づいて幾つもあったと、少子化対策法に基づいて少子化社会対策大綱があり、子供・若者育成法に基づく子供・若者育成の大綱があり、子どもの貧困対策の法律に基づく子供の貧困の大綱があるというふうに、政府の中でもこどものための大綱が3本あったということもありまして、こども家庭庁ができて、こども基本法を作るという時に、この大綱についてもまとめて1本にしたほうが世の中にとっても分かりやすく、総合的にこどもたちのための大綱になるのではないかというようなことで、1本の「こども

大綱」という形でまとめられました。

そういった経緯がある中で、昨年、こども家庭審議会が発足しまして、そこで議論を重ねてきました。基本政策部会で具体的な議論をしまして、10回に及ぶ議論の末、こども大綱がまとまったところでございます。

後ほど、委員名簿等や資料を、ご参考までにご覧いただければと思います。

こども大綱の具体的な内容はどんなものだったかというところをかいつまんでご説明しますと、大きく「こどもまんなか社会」を目指すのだということを示しております。

全てのこどもや若者が自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、ひとしく権利の擁護が図られて、身体的にも精神的にも社会的にも将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができると、そういった社会を目指すということでございます。

具体的には、さらにブレイクダウンして書いております。こどもたちにとって、心身ともに健やかに成長できるですか、固定観念を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる、などなど、実現されている社会で、若い人たちにとって、自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることができる、などなど。が実現されている社会であり、そういったこどもや若者たちのための社会というのは、実は、それは大人たちにとってもいい社会なんだということで、この「こどもまんなか社会」をしっかり目指していこうということでございます。

さて、こども大綱は、こどもに関する施策の5年間の計画をまとめて書いてございますけれども、その中で基本的な方針として6本の柱があると。6つの方針に沿ってこども政策というのは進めていくというところをポイントとして挙げております。

6つのうち1つ目の柱でございましてけれども、こどもや若者を権利の主体として認識すると。こどもや若者は権利を持っているんだと。大人たちが、行政がこうしてあげればいいんじゃないかと思って何かしてあげる、大人や行政から何かやってもらえるのであれば、それをしてもらうという受け身ではなくて、こどもは一人一人がきちんと権利を持っているというところがポイントだと、権利の主体なんだということ

をこども大綱の中で一番最初に掲げております。

それから、2つ目の柱といたしまして、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」と書いております。要するに、大人たちが、行政が、国が、自治体が、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかとだけ考えて政策を進めていくのではなくて、こども達からきちんと意見を聞いて対話しながら政策を作っていくところが大事なんですというところ、この6本の柱のうち特にこの上2つが、こども大綱の大きなポイントとなっております。

3つ目の柱は、こどもたちがどのような時期にあっても、きちんと切れ目なく支援していくということでございます。

4つ目の柱は、貧困や格差があってもきちんと健やかに育てるように、どんな環境であってもきちんと健やかに育てるような政策を打っていく必要がありますし、そもそも貧困や格差自体があってはならないので、そこの解消も図っていくということを示したものでございます。

5つ目の柱は、少子化対策に特につなげてくるものでございまして、若い世代の視点に立って、結婚や子育てに関する希望を後押ししていくんだと。特定の価値観を何か押し付けるような形で、少子化で非常にわが国は大変なので若い人たちはそれに沿うように結婚や妊娠、出産してくださいみたいなことを言ったりするのでなく、一人一人が様々な価値観を持っているので、それらをきちんと尊重した上で、一人一人が、若い人たちが自然に結婚したいなど、子育てしてみたいなど思えるような環境をつくる。自然にそういった思いが湧いてきたらその後押しをしていくっていう、そういった一人一人のいろんな考え方も前提にしながら、あくまで希望する人たちの背中を押していくことで進めていくというのが5つめの柱でございます。

最後、6つめの柱は、国も自治体も民間もみんなで力を合わせて進めていきましようというものでございます。

こういった基本的な方針の下で、この後も本文も何十ページにも及ぶいろんなこども政策が書いてあるんですけど、とにかくこどもたちのためのこども施策については全部書きましたというぐらい書いておりまして。各施策は、まず「ライフステージを通した重要事項」として、こども基本法をそもそも知ってもらうことから始まり、いろんな遊びや体験などの機会づくりですとか、こどもたちへの保健・医療の提供をし

っかりやる、それからこどもの貧困対策、障害児支援、医療的ケア児支援、虐待防止対策、ヤングケアラー支援、それから自殺対策や犯罪、その他の犯罪などからこどもたちを守る取り組みと。こういったようなものは、こどもたちが何歳であっても全部重要なので、ライフステージを通してしっかり全部やっていきたいと思いますということ。

それから、2番目にある「ライフステージ別の重要事項」としては、乳幼児期まではきちんと産後ケアからしっかりやっていきますし、こどもの誕生前から幼児期までの成長の保障と遊びの充実ということで、幼稚園、保育所、認定こども園等でのこどもたちの学び、育ちをしっかりと支えていくということ。それから当然、学校に行きまして、学童期、思春期においては、公教育をしっかりとやっていくと。文部科学省の教育振興基本計画等の表現ぶりなども合わせつつ、教育も含めてこども大綱の中でしっかりやっていくということが書いております。こどもたちの居場所づくりですとか、いじめ防止、不登校対策その他も含めて学童期、思春期にしっかりこどもたちを支えていきたいと思いますということで施策を列挙しています。

それから、青年期、若者年代、18歳を超えてきて大学等に入ってくるようになっていきますと、就学支援、高等教育の充実、大学に通えるように、又は、大学の教育自体がしっかり充実したものになるようにといったことを盛り込んでおりますほか、就労支援、働きたいと思う若者たちをしっかりと支えていくということ。

結婚を希望する方への支援のほか、いろんな悩みを抱える若者たちに対する相談支援などを青年期の時期にもしっかり取り組んでまいりますということを記載しております。

それから、あと、親年代になった方々にとということで、子育て当事者への支援についてもしっかり経済的負担軽減ですとか、さまざまな子育て支援ですとか、共働きと子育ての推進といったようなことなどを含めて全て記載して盛り込んでおります。

それから、特に必要な事項ということで、施策の後にもう1章割いて、こどもや若者たちに意見をしっかりと聞きましょうと、意見をしっかりと聞いて、社会参画を積極的にしてもらいましょう、というところを、重要ポイントとして改めて後半にも書いているところがございます。

ここまでご紹介のように、政策と方針をこども大綱の中に盛り込みつつ、こども大綱はどういうところを目指すのかを、最後、目標と指標という形で示しております。

最初に申し上げましたけれども、こどもまんなか社会を目指していくんだというのがこのこども大綱の目標ですので、それがどのように実現しているかを示すための目標 12 項目を挙げてございます。こちらは、大体、オンラインアンケートでこどもや若者たちですとか、社会の皆さんの意識を聞いているような目標の集合という感じになっております。こどもまんなか社会にしっかり向かっているかどうかと、今の生活に満足しているとかどもたちは思っているかどうか、今の自分が好きだとこどもや若者たちは思ってくれているかどうかといったようなところをアンケート等でしっかり把握した上で、その目標値として 70%、80%、90%等になるようにやっていきたいと思いますというところを、目標値として掲げております。

いわゆる、さまざまなデータ、何とか率、何とか数といったものにつきましては、施策がきちんと進んでいるかどうかを確認するための指標ということで、その数字の進捗につきましては、全てそれぞれしっかり引き続きチェックしていこうということで、目標値というのはあえて掲げてはおりませんが、政策の進捗具合はこちらで確認していこうということにしております。

以上がこども大綱の全体構造となっております。このほか、岸田総理や加藤大臣のメッセージ、加藤大臣の動画をホームページに載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

初めてのこども大綱ができましたということで、世の中の人たち、こどもや若者向けのメッセージなども公表しているところでございます。

また、こども大綱の中の一部抜粋でご紹介しておりますけれども、まさに地域一体となっていていろんな政策を進めていくことが大事なんだということは、こども大綱の中にも記載しておりますので、本日の協議会の皆さんのように、こういった形で関係する機関がきっちり横のネットワーク、縦のネットワークをつくった上で、こども政策を進めていただくということは非常に大事だと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

こどもや若者からの意見聴取について、もう少し補足で説明させていただきます。

こども大綱を今回作るに当たりまして、まさに一番最初のこども大綱を作るからには、こどもや若者たちからしっかり意見をきちんと聞いて反映させる必要があるということ、かなり手厚くこどもたち、若者たちからの意見を聞くという取り組みを

いたしました。いわゆる普通の公聴会だけではなくて、こちらの一覧表の1にありますように、こどもや若者だけの公聴会というものも開催いたしました。それをさらに年代も区切って、小学生と高校生が一緒の現場にいたら、多分小学生がなかなか意見しづらいただろうということで、小学生だけ、中学生だけ、高校生以上だけっていうような形で、幾つかに分けて意見を聞きました。

また、パブリックコメントにつきましても、一般向けのパブリックコメントだけではなくて、こども大綱、全部で何十ページとあるんですけれど、それを小学生、中学生に全部読んでくださいっていうのはあまりにも厳しいので、概要版、絵が入って分かりやすくしたもう少し易しいバージョンを作りまして、そちらに意見をしてもらおうというようなこども・若者向けパブリックコメントみたいなものをいたしました。

それから、国で「こども若者★いけんぷらす」という仕組みをもっておりまして、国のいろんな省庁から、ぜひ皆さんの意見を聞きたいですって言われたら、意見言ってもいいですよっていうこども・若者たちに事前に登録制で、ある意味政策モニターみたいな形で登録しておいてもらって、そういったこどもたちから意見を聞くような「こども若者★いけんぷらす」という取り組みがありまして、この「いけんぷらす」の若者たちに対してアンケートやオンラインでの質問で意見を聴いたりですとか、グループ LINE みたいな形で、すごい勢いでいろんな人たちみんなであってグループチャットで意見を出し合うみたいな、そういった取り組みなども行いました。

併せて、こどもや若者団体などへのヒアリングなども別途行ったりしておりました。

こういった形でかなり緻密に意見を聞いておりますほか、それから、聞いた意見につきましては、18 ページにありますように、皆さんからの意見のどこら辺を反映したか、反映したものが青色で、意見言われましたけど実は最初から入ってましたよと、必ずしもこどもや若者は本文全部読んでもるわけではないので、こうしてほしい、ああしてほしいっていうのは、実はもうちゃんと入ってるんで安心してくださいねっていうところが緑色でございます。それから、なかなかちょっと意見どおり修正はできなかったんですけど、それはこういう理由で修正をできなかったんですっていうのを書いている部分が黄色。修正できなかった部分というのを項目ごとに、なるべく分かりやすい言葉にした上で書き下しつつ、全部の章、項目ごとにこういう形でまとめて、皆さんのご意見に対してどう対応したかっていうのだけで、何十ページかにわたる形

にまでなりました、結構な分量になりましたけれども、きちんと子どもたちや若者たち、一般の方からのご意見も含めてですけど、こういうふうに対応いたしましたというのはきちんとまとめて発信し、お返ししたというところがございます。

子どもや若者の意見反映、まさに子どもや若者たちから意見を聞くことは、非常に重要だと子ども家庭庁として思っています、関連の調査研究も、子ども家庭庁ができる前からスタートしていたところがございますけれども、子どもや若者たちから意見聞くというのは、ポイントが4つほどあるということが大体分かってきてまして、その1つは、この4つのグループ、グルグル今回ってる図で書かせていただきましたけど、まずは意見を聞く前に、子どもや若者たちっていうのは、そもそも普段から政策について勉強してるわけではないので、きちんと分かりやすいような形の資料を作って、事前にご説明する、子どもたちに説明して勉強してもらってという場を1回設ける必要があると。それがないと、急に言われてもパッと思い浮かばないっていうところがあるので、ちょっと早めに、時間をおいて、まず最初に勉強してもらって、分かりやすい資料を作って子どもたち、若者たちに説明するっていうのが必要ですと。

2つめは、その後、間をおいてから子どもたちに意見を聞く時にも、いろんな手法を、そもそもオンラインだったら意見言うけれども、対面で会議室まで来てくださってなかなか難しいって子どもたちにも、しっかり意見を言ってもらって工夫ですとか、あとは、来てもらった子どもたち、若者たちが意見言いやすい雰囲気づくりをしないとけない。声を上げやすい、意見を言いやすいような雰囲気をつくるファシリテーターみたいな人たちがいたほうがより意見がもらえますというところ。意見を聞く時にもきちんと配慮する必要がありますということです。

3つ目の政策の反映は、当然、子どもや若者たちにとっていいものだったらきちんと反映していきましようってことなんですけど、4つ目として、分かりやすくフィードバックする、意見を聞いて終わりではなくて、それにつきまして、これについてはできたからこういうふうになりましたよ、こういうふうにやりますよっていう説明をして、できないもの、どうしても意見言われたら全部、子どもや若者の意見だったら全部やるっていうふうには当然行きませんので、いろんな背景があつてなかなか難しいっていう場合は、こういう理由でちょっと今すぐこれはやるのは難しいんですよというところを、きちんと意見聞いた子どもたちにフィードバックする必要がある。そ

れをしないと、子どもたちからしたら大人に意見言ったけど、結局無視されたというふうに思われてしまって、せっかく意見を聞いていた取り組み自体が逆にマイナスの結果を生んでしまう可能性があるので、そこもしっかりやらなくちゃいけないといったような、こういうしっかりと意見を聞くという、聞く前にちゃんと時間取って説明するっていうことですか、言いやすい環境をつくるですか、説明終わって意見を聞いた後はきちんとフィードバックするといったようなところをきちんとやることによって、子ども・若者からの意見反映っていうのは完結していいものになっていくんですというところでございまして、この辺を気を付けつつ、われわれ、子ども大綱を作る時にも先ほどのような手続きを踏みながら、いろんなやり方で意見を聞いたところでございます。

次の資料も、「子ども若者★いけんぷらす」ということで、先ほど申しあげましたように、そういった普段からいつでも呼ばれれば意見言ってくれますという子どもや若者たちに登録してもらっておりますので、そういったメンバーたちは、子ども家庭庁のほうで登録してますというのと、プラスその運営自体につきましても、子どもや若者たちになるべくやってもらってという仕組みを取ってまして、どういった場でどういうふうにやっていくのがいいんだろうかっていうのを若者たち自身に考えてもらおうと、そのような仕組みを導入しております。

なお、「子ども若者★いけんぷらす」に意見を聞きたいですという申し込みは、子ども家庭庁だけじゃなくて、文科省ですか、金融庁ですか、農水省ですかからも、われわれこんなことをやろうとっていて、ちょっと子ども・若者の意見聞きたいということで、子ども家庭庁に相談が来て、このぷらすメンバーの人たちに意見聞くっていう場を、1年目ですけど、結構頻繁にもう開いているような状況でございます。

すいません、幾つか飛ばしていきますけれども、あとは、今後、子ども大綱を踏まえまして、東京都さんもそうだと思いますけれども、各自治体、都道府県、市町村でも子ども計画を今後作っていくというようなフェーズに入っていくかと思えます。子ども基本法において都道府県は、子ども大綱を勘案して都道府県子ども計画を作ると、市区町村は、国の子ども大綱と都道府県の子ども計画を勘案して、市区町村の子ども計画を作っていくというようなことになっておりますので、そういった取り組みの支

援も子ども家庭庁としても進めていきたいと思っております、1つは補助金ということで、そのいろいろな調査だったり検討だったりする経費については一部補助するような補助金を来年度予算でも計上しているところでございます。今もう受付は終了しておりますけれども、今事務局で審査して3月中に内示というところに行けるように進めているところでございます。中身としては、いろんな調査、地域での意見を聞くですとか、検討会議を開くですとか、パブリックコメント、又は子どもたちからの意見を聞くような場を設定するための経費などが該当となっております。

そういった金銭面の支援の他、技術的、情報面ということでの支援ということで、計画を策定するに当たってのガイドラインというものを、子ども家庭庁のほうで今検討しております。年度末までにいったん公表できればと思っております。こちらも完成次第、東京都の各自治体の皆さまにも参考にさせていただきながら、各自治体の計画、子ども計画を作っていただければというふうに考えております。

おおまかに以上でございます。あとは参考資料として後ろに付けさせていただいておりますけれども、4月から子ども家庭庁ができました。350名体制でスタートしておりますということと、あと、子ども基本法も4月から施行となっております、この基本理念等に則って、国も自治体もしっかり取り組みを進めていく必要があるということでございます。

すいません、かなりのスピードでご説明しましたけど、以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

○若年支援担当部長 中原様、ありがとうございました。それでは、今ご講演いただきました内容につきまして、何かご質問等ありましたら挙手にてお知らせ願えればと思っておりますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、子ども大綱は、昨年4月に施行された子ども基本法に基づくわが国最初の大綱ということで、詳細をご教示いただいたところでございます。改めてありがとうございました。

○中原企画官 ありがとうございました。

○若年支援担当部長 それでは、続きまして次第3、議題(4)に移ります。各構成機関からの情報提供、意見交換ということでございまして、各構成機関の取り組みについて情報共有をしたいと思います。

まず、東京都若者総合相談センター「若ナビα」の事業責任者であります西村センター長より、若ナビαにおけます相談対応の状況について、ご報告をいただきたいと思います。資料7になります。

なお、報告の最後に事例の紹介などがあるのですが、そちら、相談者の方に関する情報でありますのでお手元の資料にはございません。画面の投影のみになります。皆さまには取り扱い上の注意などをお願いしたいと思っております。録音ですとか録画、スクリーンショットなどをなさいませぬよう、いま一度お願いできればと思っております。それでは、西村センター長、説明のほどをお願いいたします。

○西村委員 はい、若ナビαの委託を受けておりますメンタルケア協議会の西村と申します。少しだけメンタルケア協議会の紹介をさせていただいてから、若ナビαの話をしたいと思うんですけれども、私たちがこの若ナビαを受けたのが令和5年4月からということで、まだ1年経っておりません。若ナビα自体はもう15年近くやっているといるんですけれども、ここ1年間でいろいろ分かったこともありますが、若ナビαだけの話をすると、子供や若者の実情、見えてきていることについてお伝えするのが全てできないかと思ひまして、少しだけ背景もお話しさせていただきます。

私たちはもともと精神科診療所のドクターがつくったNPOです。そのため、東京都の精神科救急やその他自殺対策の電話相談、SNS相談、そして自殺未遂者支援「こころといのちのサポートネット」など、東京都のいろいろな事業をやっております。参考資料で先ほど紹介されていた保健医療局に入っていた事業の主立ったところを実は私たちが引き受けているということになります。

若ナビαをやる前もたくさんの子供も若者も、そして、中年以降の方々も様々な世代の相談を受けてきております。その中で私たちが若ナビαを受け始めまして、もちろん今までのやり方を踏襲しながらも、より専門性を生かしながらやれないかということで試行錯誤しております。若ナビαでは電話、LINE、メール、面接、いろいろな相談をやっております。今までの相談業務の中でかなり研修を積み、場数を踏んできている中で、効率良く、そしてたくさんの方に効果的に使っていただくためにはどうしたらいいかということは今、若ナビαのほうでも実践を始めさせていただいております。面接も働いている方や学校が遅くまである方、そういう方への利便性も含めて、少し遅めな時間や土曜日なども面接できるように調整をしているところでございます。

こちらは、令和3年からのデータを持ってきていますけれども、令和5年度に入ってから相談が増えてきております。やはり、これ、広告の効果が大いと思うんですけども、広告が終わると相談が減るとい、まだまだ周知がされてないんだというふうに思います。相談件数は電話が一番多く、次にLINEの相談、そしてメール、ここには面接は入ってませんが、相談してきた方から必要な方々を面接につないで、そして必要に応じて地域の相談に返していくという、東京都の広域の相談としては一生を面倒見るといわけにもいきませんので、きちんと支援に繋げていくということもやっております。やっぱり広告が増えると相談は多いですね。今年もまた2～3月とかが増えてくるかと思います。

ここで、事前に伺った皆さんの知りたいことということで、子供の自殺が増えているということに対してのお話があったので、これは若ナビαのデータではないんですけども、少しだけお話をさせていただきます。

実は今週自殺未遂者支援の子供向けということで、オンラインの研修をさせていただくんですけど、そこでもお話しさせていただく内容を、少しさわりだけお伝えしたいと思えます。

こちらのデータは、1920年から100年間の自殺率を年代別、縦軸年代です。そして色の濃いところが自殺の多いところということになるわけですがけれども、昔は高齢者がたくさん自殺してたんですけども、戦後を見ていただくと分かるのは、1945年だけデータがないんですけども、戦後、1950年、55年、60年にかけて10代の後半から20代という非常に若い人たちの自殺率が高かった時期があるということが分かります。男性と比較して、女性はもっとそれが長引くというようなことがありました。そして、男性は、自殺というと、リーマンショックの辺りを中心とした中高年の働き盛りの層があるわけですがけれども、女性はそれは関係ないというような、女性、男性、年代によって自殺というのは多分、時代背景、いろんな事情、そういうものによって、何に影響されるのかっていうのはとても違うということが分かります。

なぜ戦後、それも一番苦しかった1940年代、50年までではなく、その後、高度成長期に入ってくる時代になっても若者が自殺が多かったのかということ、これからきちんと検証していかないといけない時期に入ってくるんじゃないかと思えます。

というのは、2019年のコロナが始まる前の年に比べて、今月は自殺者数、年代別に多かったか少なかったかというグラフになります。2020年の1月というのは、中国の武漢でコロナが発生した、そして、3月に東京でも市中感染が始まり、4月、5月というのがコロナの最初の緊急事態宣言が出た時、この時というのは、全ての年代層で自殺が下がったということが分かると思います。これは、さきほどの戦争の時ですね、戦争は1940年代、40年では、自殺が下がっていることと同じで、こういうような今までにない緊張状態になった時、子供だけではなく全ての年代の自殺というのは下がります。それが緊急事態宣言が終わった後、5月の後半以降、急激に自殺率が上がりました。これが100%以上グレーじゃなくてオレンジに入っていくと上がってくるわけですが、まず一番最初に上がったのが20歳未満、つまり10代、そして、紫の20代、そして、グレーの30代という形で上がっていった。そして、今も10代～30代の年代については自殺率が高い状態が続いているということが分かるかと思えます。

今のは男性で、今度は女性です。女性も同じような傾向なんですけど、スケールが違います。女性は一番高い10代の人たちの自殺率に関しては、一番ピークが出てくるところは4倍、400%とかというような数になって出てくるというようなことで、より若い人が、男性よりは女性のほうが今回のことでも影響を受けているということが分かるかと思えます。

これは単純な経済的な問題とか、そういうこととは全然違う問題であって、何がと言われても検証できていないんですけれども、私たちが相談の中で子供たちの声を聞いている中で、不安が強くなってる、なぜだか分からないけど死にたい、特にいじめがあるわけでもない、親も優しいけれども、それでも死にたいと。そのような子供たちや、若者が日本の国がこれから将来明るいかと答えたのが55%だとありましたが、一番低かったというのが象徴的な話で、世の中の雰囲気を感じて敏感に、そして、こんな世の中生きていても楽しいことがないんじゃないかというような声を聞いております。そういう子供たちや若者の声を知っていただきたいということをお話しさせていただきたいと思えます。

実は子供たちの自殺にも精神疾患とか性格特性というのはとても影響していて、簡単にしか今日は言いませんけれども、発達障害に関係するようなADHDとかASDとか

そういうような方々の自殺率が、非常に高いということが分かっています。それから高校生ぐらいになると、自殺者の中でも統合失調症などの重症な疾患もかなり含まれてくるということも分かっています。子供のいじめと自殺っていうのは、関係がないとは言いませんけれども、それが直接というのは非常に少ないものだという事もお分かりかと思いますが、そういうものではなく、もっといろんなことが虐待も含めて、直接原因になるものというのが目に見えるものということだけではなく、いろんな背景があるんだということが分かってきています。

それから不登校が非常に増えています。それだけではありません。コロナが始まってから家庭内暴力が増えています。特にコロナになってぐっと増えています。自殺と暴力とか加害行為と自殺というのは裏腹な部分もありまして、こういうものも非常に関係してきているんじゃないかと考えております。どこか外に出ての非行とか、そういうものよりも、家庭内暴力が増えているというのが、とても関係してくるのかなというふうに思っています。

私たちが若ナビαで大事にしていることは、若ナビαでは18歳から39歳までというのが主な対象年齢ではあるんですけども、例えば高校を中退してしまった18歳未満の人、そういう人ももちろんなかなかよりどころがありませんのでやっております。非行少年などを中心に、不登校の子供、そういうような子でも一応相談を受けているような状態になっています。

まずは子供たちを受け止めるということ、そして、私たちの背景にあることとして、アセスメント力ですね。精神医学的なこと、心理的な見立て、緊急性、自殺リスク、その他のアセスメントをきちんとやるということ、そして、地域の社会資源と連携していくこと、医療機関だけでなくいろんな地域機関と連携しながら今までも支援をたくさん行っていますので、それを利用させていただいています。心理的なサポートとケースワークの両方を、同時並行してやっていくというのが大事にしていることです。

そして、若ナビαの特徴として1年間やってみて分かったことというのは、若ければ若いほど相談慣れしていないということで、なるべくハードルの低い相談から入っていくということは大事なんですけれども、そこで終わらない、終わりにしてしまっただけでは救われない子供がすごく多いです。そこをきちんと地域のリアルな相談に、電話やSNSだけでは駄目です、リアルな相談につなげていくということが大事です。電話

や SNS だけに依存させてしまわないようにちゃんとした支援を受けていく、周りの大人たちにも相談できる子供にしていかなきゃいけないというようなこともやっています。

それだけではなく、問題が未分化でアセスメントが難しい、まだいろんな問題が開いてない、つぼみの状態である問題を抱えている人たちがたくさんいます。それをアセスメントするのは専門家であってもとても難しい状態です。

それから、10 代後半から 20 代というのは、精神疾患の好発時期でもあります。これをできるだけ早く早期に見つけて治療につなげていくということが、この人の将来にとってとても大事になります。精神疾患というのは、うつ病であれば 10 人に 1 人、統合失調症であっても 100 人に 1 人は発症するものであります。そういうものをきちんと見つけていくことも大事ですね。

いろいろありますけれども、これは私たちだけがやるのではなく、関係機関との情報共有がとても大事です。現状、教育機関との情報共有というのはとても増えてきているんですけれども、なかなかまだ文化の違いみたいなのもあってうまくいかないこともあります。矯正に関わる場所、例えば、少年院からの非行少年の相談も受けているので、そういうところとの情報共有の仕方ということも私たちが今頑張ってやっているところです。

ここからは連携して支援している事例を少しだけ紹介させていただきますが、あまり時間がないので本当にさわりだけとさせていただきます。ト一横の話でも出てきましたけれども、市販薬の乱用の子供たち、すごく増えています。(個人情報を含む内容のため、削除) 保健所と連携させていただいて、そして医療機関につないでいく。でも休みの日や夜になると死にたくなったりするような気持ちはしっかりこちらで受け止めつつ、連携しながらやっているというような事例になります。

それから、ご家族からの相談もあります。ト一横の話だけではないですけれども、ホストクラブにはまっている、男性もですけど、それを提供してるバイトをしている子供とか、複雑な問題に入り込んでしまっている子供、若者も多くいます。それを心配しているお母さん、お父さんからの相談も入ってきています。(個人情報を含む内容のため、削除) 医療機関とも連携しているというようなケースになります。

教育相談から間もなく 18 歳になってしまうのもう関われないからということで

入ってくるケースもあります。ですけれども、教育の時代で関わっていた問題と、それから 18 歳以降これから社会に出ていくための問題というのは、また一つ違うことがあるので、情報の擦り合わせや何かを行いながら丁寧に引き継いで、そしてまた地域に戻していくというようなことをさせていただくというふうなことをしています。

非行相談も受けております。少年院や更生施設、本人、保護司さんなどから相談が来ます。私たちもこういうケースについては、今まであまりやってなかったのですが、先週も東京西法務少年センターの方に来ていただいて講演、関わり方のロールプレイをやらせてもらって勉強をしながら、より大変な人の支援もできるようにやっております。それだけではなく元非行少年という人たちに来てもらって、実際にその人たちの気持ちや、回復過程などの勉強もさせていただきながら、関わり方の工夫を考えながら支援しているところです。すべて私たちだけでできるわけではないので、連携していかせていただければと思います。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

- 若年支援担当部長 はい、ありがとうございました。若ナビαは、今後も関係機関と連携をしながら進めてまいりたいと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、日本子どもソーシャルワーク協会様から、子供・若者の自殺とか生きづらさからの自傷行為、薬物等の増加や、その背景にある子供時代の育成環境の影響についてご意見を伺えればと思っております。資料8をご覧ください。日本子どもソーシャルワーク協会、寺出様、よろしくお願いいたします。

- 寺出委員 日本子どもソーシャルワーク協会の寺出と申します。準備がきちんとできていなくて申し訳ありません。今のお話、伺わせていただいて、私どもは子供や若者から相談を受けたり、それから引きこもり、不登校の支援もしておりますし、それから少年事件を起こした少年の立ち直り支援等もしております。

そして、児童虐待関係で言えば、もう 20 年以上、養育支援訪問事業という厚生労働省、来年度からこども家庭庁の子育て支援訪問事業という、そちらの方の事業をしております。それで一昨年、東京都の全自治体に養育支援訪問事業を調査いたしました。実は今年度は全国の自治体に養育支援訪問事業のアンケートとインタビューの調査をしております。そこから見えてきていることも含めてちょっとお話しさせていただきます。

ここに書いてございますのは、字がちょっと小さくて申し訳ありませんが、子供の自殺者数が 514 人と、これは一昨年に当たり、昨年は 507 人と高止まりしております。そして、昨年も成育医療研究センターの全国調査で、小学生、中学生の全国調査をしましたが、それがちょっとここに書いてございませぬけれども、その報告では、昨年、小中学生の 10% にうつ症状が出ていたと。それから、小中学生の 10% 以上の子供が直近の 1 週間に死にたい気持ちを感じた、あるいは、実際に自分の体を傷つけた、自傷行為をしたという、それが直近の 1 週間、10% 以上も出たという、これは結構衝撃的な数字だなと私は思っております、それがもう全部連動しているんですけども、先ほどのト一横の子供たちの話も、それから今の若ナビαにかかってくる電話の内容も、そして、私どもが出会っている子供たち、全部つながっております、もう本当に自傷行為は親に隠れてたくさん子供たちがしています。そして、勉強も人間関係も遊びも全部頑張ってきた、もう疲れたから終わりにしたい、同じような内容の電話や、あるいは相談を受けます。もう努力しても努力しても報われないと。そして、どうしたら生きていたい、生きたいと思いませんか、もう死にたいという気持ちがもう高まっていて、どうしたら生き続ける気持ちになれるでしょうと言ってくる子供たちなんですね。実際に少年事件でも薬物の子供たちが非常に増えています。

という中で、この記事は、「日本子どもを守る会」の月刊誌の昨年の 5 月号に載ったコラムで、もともと私どもの協会が時々コラムを書いてまして、それがそのまま転載されたものなんです。埼玉県戸田市の昨年 3 月 1 日の事件というのは何かというと、左側の上のところにありますように、昨年 3 月 1 日に高校 2 年生の男子が戸田市の中学の校舎に入り込んで教員を切りつけるという事件、覚えていらっしゃるかどうか分からないんですけども、その事件が起きた時に書いたコラムなんです。その直後に中学生が同級生を校舎内で切りつけるという別の事件が新聞で報道されました。それと同じような地域で猫の死体が次々に出てくるというようなニュース報道がありまして、それで神戸の事件とつなげたような話がテレビでも話されていまして、私は神戸の少年事件については非常に興味を持っておりましたので、まだ 1990 年代に出た本では 3 冊、ご両親が書いたまとめた本、それから殺害された彩花ちゃんのお母さまが書いた本、それから殺害された淳君のお父さまが書いた本というのが、もう 90 年代に 3 冊出てまして、そして今度は神戸の少年自身が 30 歳ですかね、過ぎてから「絶

歌」という本を書きました。

それで、その「絶歌」を読んで児童精神科医の高岡健さんが「絶歌論」という本を書いてまして、私はその5冊の本を読んで、何を感じたかといいますと、あの神戸の少年事件はどうしてあんなふうな形で起きてしまったんだろうかと。その5冊を読みながら考えることは、やはりその一つ一つの個別の事件というのは突発的に起きているのではなくて、やはりその時代の社会背景とか人間関係の在り方、そういう問題をあぶり出すような形で出てきているのではないかなと、それがちょっとこの左側の下の段にずっと書いてありますので、また後で読んでいただきたいと思うんですが、その次のページお願いします。

非常に私も衝撃を受けたのは、神戸の少年が6年生の時に担任に対して「僕は人を殺してしまいそうで怖い、助けて」とSOSを発しているんですね。それから、同じその本の中に、彼にとって淳君というのは最愛の子供で、よく仲良く遊んでいたというのは「絶歌」の中にも出てくるんですけれども、ある日、淳君の担任の先生が校庭を見たら、神戸の少年が淳君に馬乗りになって殴っている、そういう場面を見つけて非常に憤って、神戸の少年の6年の担任は神戸の少年に、淳君のうちに夕方、謝罪に行かせているんです。児童精神科医の高岡健さんは、あの事件の直後に、もうケース会議を開くべきだったと、関係機関が。ところが何もそういうことが、あの事件自体を、その日の殴っていて謝罪に行ったこと自体を親が知っていたかどうか何も本からは分からないんですけれども、幾つもそういういろんなことが書かれていて、結局、神戸の少年は引きこもることなく、不登校にもならず、中学2年の最後から事件が始まっているわけです。

やはり、今の子どもたちも、まずは自分に責任があり、頑張れない自分の問題だというふうに責め続けている、そういう子どもたちは自死の方向に向かっていくわけですが、それを超えてさらに追い詰められ続けると、今度は攻撃欲求が他者に向かって、そして、無差別殺害欲求のような衝動が出ていくのではないかというふうに聞いております。そういう中で、もし誰かがその子供の傍らで受け止めるということをしていていたら、初めて子供は安心して少しずつ精神的に回復して、安心して生きていくことができるのではないかと。それは常日頃感じていることなんです。

そこから養育支援訪問事業について、ちょっとお話をさせていただきたいと思うん

ですけれども、養育支援訪問事業というのは、子供の家庭に例えば保健師が子育てに関しての指導に入ったり、プラス、育児や家事支援を家庭訪問支援員が入って保育園を送迎するとか、食事を作るとか、そういう事業なんですけれども、私どもの協会では、もう20年以上この事業を実施していて、その推移も含めて、母親とか子供たちの状況とか、場合によってはどれだけ支援をしても、これはもう親子分離するというケースもあり、今回、今年度の全国調査では、親子分離をすることによって子供自身が今幸せな生活を送れるようになっている。

すなわち児童養護施設に移って安定した生活が送れるようになっているという、そういう事例も中にはあるわけなんですけれども、育児家事支援については、来年からは子育て世帯訪問支援事業、こども家庭庁のほうの事業に変わっていくんですけれども、そこで何が一番大きな問題かと言いますと、それは一昨年の東京都の自治体での調査においても、今年度の全国調査においても、7～8割までが子供のための子供支援ではなくて、子供のためとうたいながらも親が子育て支援がうまくできないから、そこに訪問支援者が入って一緒にいろいろ母親に学ばせる、学習させる、そういうことを見せながら、最終的にはその子供の支援に資するというのが養育支援訪問事業。7～8割はそういう目的で実施されているんですけれども、大きな問題はやはり今、母親自身のメンタルの不調とか精神疾患が非常に増加しているんです。それは、母親のメンタルが不調であるというのに、その子育て支援を学習させるなんていう次元ではないんですね、もう既に。

ということは何かというと、子供のための子供支援のために養育支援訪問事業なり、子育て世帯訪問支援事業が実施される必要があるにもかかわらず、いまだにあまり支援をし過ぎると、お母さんに手をかけ過ぎると依存につながるから、長くやってはいけないとかっていうふうな立場の自治体もあるわけです。そうではなくて、今、お母さんが精神的にメンタルが不調になっている場合、当然、家庭の中ではお母さんの感情の起伏がすごく激しいわけですから、その中で置かれている子供自身が、もう、子供自身も精神的な不調にもつながっていくということは、どうしたらいいかと言えば、子供のために、お母さんではなくて、安心して日常生活が送れるような支援を外の外部の支援者が入ってしていく、そのことによって子供自身の生活の保障をしていく必要があるんだろうという、そういう切り替えをしていく、方針の中身を子供のための

子供の支援自身に変えていく必要があるにもかかわらず、多くの自治体ではまだお母さんを変えてお母さんを支援して、お母さんが学べば子供、子育てはうまく行くと思っ
い込んでいる節があつて。

ただ、インタビュー調査をしてみても見えてきたことは何かというと、本当にほんの一握りなんです。実は、養育支援訪問事業自体の育児家事支援というのは、熱心にや
っているところはほんのわずかしなくて、ただ、それがやはり母親支援になってしま
っているけれども、本当に子供支援をしている自治体というのはほんのわずかあつ
て、いや、1年ではこの子供の気持ち、心の回復にはつながっていないよね、じゃあ
2年、3年という形で、インタビュー調査でも5年とか6年、7年、8年と本当にや
り続けた子供たちが、私も驚いたんですけれども、小学生、中学生の時には不登校と
か、子供自身が入院したりとか、そんなことを繰り返した子供が、ずっと支援を継続
したことによって、高校進学してからは無遅刻無欠席とか、3年間高校行き続けて卒
業しましたという事例が6例、7例、8例と出てくるんですね。

ということは、やはり母親を支援するという、もちろん大事ですけれども、本当に
例えば産後うつ状態のところ母親支援をするのは大事なんだけれども、もう傷つ
いている子供の場合に、子供の心の回復をメインにした支援に転換することによつて、
それもそんな1年、2年ではなかなか子供の心の回復は終わらないんですね。週1回
子供のために入ったとしても、子供ももう訪問支援員を待ってるわけですから、
それを長く続けることによって、やがて心が回復していくと。高校生になった時には、
3年間卒業できましたとか、今、高校2年生になってますという、そういうインタビ
ュー調査でそういう事例が見えてきた。

そういうことから、やはり支援の中身、どういうことに転換していくことが本当
に子供の心の回復につながっていくのかという、根本のところを変えていく必要があ
ると今私は思っています、それはこども家庭庁の方にも聞いていただきたいし、そ
して、各自治体で今、一生懸命やっている自治体でも何かちょっとずれている。ある
いは、多くの自治体はそれすらやっていない。それを本当に今、傷ついている日々の
生活の中で、でも親子分離をするほどではない、精神的な虐待を受けている子供たち
の心の回復のために、外部の訪問支援者が入って保育園に送るとか、あるいは、そう
なると、親が不在の時にかえって子供のところで、小学生の子供のところに行って、

訪問支援員と子供とで一緒に遊ぶとか、あるいは一緒に食事を取るとか、そういうことを通して子供は回復していくんですね、元気に。そういう方向転換が今必要だというふうに思っております、もう一枚、実は、養育支援訪問事業の調査の結果を3月25日、四ツ谷の駅前にある主婦会館で「子育て世帯訪問支援事業のスタートにあたって」というので、今年度全国調査をした養育支援訪問事業の調査、量的調査と事例調査の報告をいたします。その上で、こども家庭庁の課長である山口様にもお越しいただいて、お話いただき、そして、NPO法人の3団体のディスカッションと、それから社会事業大学の木村先生に総括をしていただく。ぜひご関心のある方は、こちらにもご出席いただけたらと思っております。

以上です。どうもありがとうございました。

○若年支援担当部長 ありがとうございました。

続きまして、東京都就労支援事業者機構様から、非行少年の就労支援について、就職後においてどのようなフォローアップがされているか、関係機関にお聞きしたいとの要望がございました。東京都就労支援事業者機構の伊藤様、改めてご要望をお聞かせいただけますでしょうか。

○伊藤委員 東京都就労支援事業者機構の伊藤でございます。いつもお世話になっております。

当機構は、犯罪や非行した人の就職活動支援を行うとともに、彼らが協力雇用主等事業者の元へ就職した場合は、その事業者、そして、彼ら、双方に対する定着支援を行っております。当機構の対象者のうち若年者の数はそれほど多くないので、一般化しにくいところではありますけれど、少年の場合、就職を支援する過程で発達障害と思われる者も少なくなかったり、就職活動において対象者なりのこだわりというものがあったり、なかなか円滑に進まないタイプ、そして、明らかな障害はないんですが、就職できても短期離職を繰り返すタイプ、そういう者が一定数おります。

また、最近に限ったことではないのですが、当機構の対象者である非行を犯した者については、働く必要性は理解していても、自分の力では就職活動がままならないことも薄々気が付きながらも、もともとの能力とか学習、訓練の不足もあって、目指せる職業に限りがあるのが現実である上に、成功体験が少なく、自分に何ができるのか、何をしたいのかも分かっていない。そのため、就職情報を提供してもマイナス

面にとらわれて、より美しい話があるかもしれないとして行動に移せなかったり、職場に定着できななかったりしがちでもあります。

こうした状態を、傍らから見ますと、就労への意欲がないと見えますことから、保護者等との関係も悪化していると。

結果的に、就職活動どころじゃなくなる者もいたりします。このような対象者にとって、再非行防止のためにも居場所となる職場の確保が重要であることは言うまでもありませんが、そういうところからさまざまな活動を通して彼らを就職に導くという活動をしているんですが、なかなか難しいところもあって、就職において就労支援を行っているらっしゃる関係機関の皆様に対して、どのようなフォローアップをされているか、参考までにお聞きできたらなと思ひまして質問として出させていただきました。

○若年支援担当部長 ありがとうございます。就労支援、定着支援についてなんですが、東京しごと財団の佐藤様、いかがでしょうか。

○佐藤委員 はい、東京しごと財団の佐藤です。私からは、ソーシャルファームについての説明をさせていただきます。資料9をご覧ください。

ソーシャルファームですけれど、自律的な経営を行いながら、就労に困難を抱える方が必要なサポートを受けまして、他の従業員と共に働ける社会的企業のことを言います。障害者、高齢者、難病患者、引きこもり生活を続けていた方、また、刑務所を出た方など、さまざまな就労に困難を抱える方に対しまして、誰もが生き生きと働ける、活躍できる場を提供するものでございます。

ソーシャルファームは、1970年代にイタリアで誕生しました。ヨーロッパで約1万社、韓国に3,000社など各国に広がっております。

次のページです。東京都は、全国に先駆けまして、令和元年12月にソーシャルファームに関する条例を制定し、条例に基づき設定した認証基準に適合していると東京都が確認した事業所を令和2年度から毎年認証しております。

次のページでございます。主な認証基準は3つございます。①ですけれど、事業からの収入を主たる財源として運営すること、②就労困難者と認められる者を全従業員の20%以上かつ3人以上雇用すること、③就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働くことです。令和5年度は新たに24事業者が認証され、令和2年度から令和6年1月1日現在までに合計70事業所が認証されております。

次のページです。ソーシャルファームの中には、刑務所出所者の方を積極的に受け入れている事業所ですとか、今後受け入れを検討している事業所があります。協力事業者が認定事業所に認証されている例もございます。建設業ですとか、建設内装解体業、ポスティング業といった業種の事業所で、刑務所出所者の方々が現場作業員として働いています。

東京しごと財団では、ソーシャルファーム支援窓口を運営しておりまして、事業所に対する支援を行っております。事業所が雇用した刑務所出所者の方をはじめとしまして、就労に困難を抱える方の人件費ですとか、そうした方々をサポートする方の人件費、また、就労に困難を抱える方が受講する定着支援のための就労訓練等に係る経費を、事業所に対しまして補助することで就労困難者の積極的な雇用を後押ししております。

また、ソーシャルファームに対しましては、就労支援機関とのマッチング会を開催しております。矯正就労支援情報センターにも参加いただきまして、ソーシャルファームの経営者などと交流していただくことで、刑務所出所者の方々の雇用や定着支援につなげていくよう支援を行っているところでございます。

以上です。

○若年支援担当部長 ありがとうございます。それから、就労、定着支援につきましては、保護司の皆さまも出所した方に寄り添って活動していらっしゃるというふうにお聞きしておりまして、東京都保護司会連合会の松本様、何かご紹介できる事例とかありますでしょうか。

○松本委員 今ご紹介いただきました東京都保護司会連合会の会長の松本と申します。その前に、先ほどの西村さん、若ナビαのお話と、それから日本子どもソーシャルワーク協会のお話、大変感銘を受けまして、本当に私たち、対象者と申しますけれど、対象者を受け持った時に、本当に家庭がそれで非行に走ったっていう少年がほとんどでございまして、やっぱりお子さんだけを支える講座とかそういうのじゃなくて、本当に親子でっていうのが本当に私、すごく感銘いたしまして、ぜひそのようにしていただけたらなって思って、前段階で大変すみません。

保護司、われわれの対象者と言いますか担当してる人の就職については、自分の知り合いに声をかけてみたり、観察所や保護司会に雇用を申し出てる協会があるんです

ね。協力雇用主会っていうのがございまして、そこに相談をしてみたり、あと一緒にハローワークに行っ、仕事を見つけれたり就労支援に務めています。先ほど来のお話ですけど、やっぱり雇用で、収入がないと、どうしても再犯率が高くなってしまいますので、大変そこが重要だと思っております。

職場への定着については、保護観察中は担当者として当然に就労状況を把握して、定着についての寄り添って助言をしたりを行っております。しかし、ちょっと法律によりまして、保護観察を終了してからは保護司側からの働きをかけるはいけなくて、書類全部を観察所のほうに返さなくてはいけないので、その後、何をしてるかどうかっていうのが、本当に分からないような状態なんです。たまたま近くの方を見ておりますので、知り合いの方に頼んだりした場合は、本人から相談があればこちらのほうから「どうしたの？」っていうことはできるんですけど、終了してからは、こちら保護司からは何も接点を持つてはいけないということなので、実際、本当、歯がゆいことなんですけど、そんなことになっております。

なかなか私の場合でも、就労支援でも、やっぱり障害をもってる方は区の社会福祉協議会とか、それから、いろんなどころにお願いしたりして、なるべく就職に就けるように努力をしてるんですけど、なかなか働く気がないお子さんが多いので、本人の気持ちをくみながら、寄り添いながら、私たちは圧力的に言うのではなくて、本当に寄り添って、その人の気持ちを聞いてつなげていくという、そんな仕事なもので、本当に完全なボランティアなんで、そんなことしかできませんのでそういうことでございます。何かまたご質問ありましたらよろしくお願い申し上げます。

○若年支援担当部長 ありがとうございます。今、発言された方のご意見とか、何か他にご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、各機関からの情報提供、意見交換につきましては、これで終了させていただきます。

本日は、予定しています議題は以上のおりでございまして、全体を通じた意見等何かございますでしょうか。特にはよろしいでしょうか。

それでは、本日は、こども家庭庁をはじめ、委員の皆さまにもご意見等を伺いました。厚くこの場を借りて御礼を申し上げます。悩みや困難を抱える子供・若者が適切な支援につながるよう、東京都といたしましても今後もしっかりと取り組んでいきた

いと考えてございます。また、お集まりの皆さまにおかれましては、引き続き地域におきましても、他の関係機関とのネットワーク強化にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、これを持ちまして閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

午後 3 時 50 分閉会